

# 全日本プロ選手権自転車競技大会参加補助金交付要綱

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人日本競輪選手会中国地区本部（以下「中国地区本部」という。）が全日本プロ選手権自転車競技大会に中国地区代表を派遣する事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、防府市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 中国地区本部は、前条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に、次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、中国地区本部に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 中国地区本部は、補助金の交付の決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長は、この請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、大会が中止になったとき、若しくは大会に出場しなくなったときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に

において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第7条 中国地区本部は、大会終了後は、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 中国地区本部は、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。